

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について

制 定：昭和62年8月31日付け62総第405号農林水産大臣官房長通達
一部改正：平成8年9月12日付け8総第459号
" : 平成9年12月25日付け9総第453号
" : 平成17年7月25日付け17総第101号
" : 平成25年8月29日付け25総第72号農林水産大臣官房長通知
" : 平成27年6月23日付け27総第13号
" : 平成30年7月31日付け30文第84号

1. 都道府県知事の推薦

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達。以下「要領」という。）第3の3の都道府県知事の推薦は、北海道及び沖縄県にあっては毎年度7月1日までに、その他の都府県にあっては地方農政局長が指定する期日までに、別紙様式1により行う。

なお、推薦に当たっては、農業、林業及び水産業の関係部課等において連絡調整を図ることとする。

2. むらづくり審査会

要領第3の4の(1)のむらづくり審査会を地方農政局長が設けるに当たっては、次の事項について特に留意するとともに、あらかじめ関係森林管理局、漁業調整事務所等と十分連絡調整を行う。

(1) むらづくり審査会の構成は、むらづくりについて生産面のみではなく、生活等多様な観点から審査を行うことができるよう特に配慮する。

また、公平・中立性を確保するとともに、農林水産業に直接関係する者以外の者も極力含めるよう特に配慮する。

(2) 林業、林家若しくは山村又は漁業、漁家若しくは漁村につき学識経験を有する者をむらづくり審査会の構成員に含める。

3. 選賞審査

選賞審査に当たっては、次の事項について特に留意する。

(1) むらづくりの内容

むらづくりの内容については、従来、「農家」や「農業」を中心としたむらづくりを推進した例が極めて多い状況にあるが、農山漁村地域の活性化を図ることが特に重要となっていることから、次のようなむらづくりについて特に配慮する。

ア. 特に、生産組織の育成、利用権の集積等による生産性の向上、農業の担い手の育成確保といった農業面での課題への取組に加え、非農家を含めた地域住民の合意による土地・水利用秩序の維持・形成、集落の居住環境・景観の整備、歴史・民俗文化の継承、高齢者の生きがい確保、都市との交流、女性の活躍への配慮といった課題についても積極的に取り組む個性あるむらづくり。

イ. 林業若しくは林家又は漁業若しくは漁家を中心とし、又はこれらを含めたむらづくり。

なお、過去の過程及び現状のみならず、今後の継続性、発展性にも審査の重点を置くように配慮する。

(2) 地域的な広がり

むらづくりの地域的な広がりについては、「集落」の推薦事例がかなりの比重を占めているが、全国各地で「集落」単位のむらづくりの優良事例が既に輩出しており、他方、これからはより広い地域の中で、土地利用の調整や生産の組織化、さらには、生活面での充実が求められていることから、数集落単位あるいは大字や旧市町村など集落を超える広がりについて、特に配慮する。

(3) 過去において推薦されたことがあるむらづくりの取扱い

過去において推薦されたことのあるむらづくりの事例（その際に天皇杯を受賞したものを除く。）のうち、その後において、前回推薦時と比べて著しく取組内容が発展している事例については、再度推薦することができる。

(4) 市町村が主体となっている事例の取扱い

本事業が、地域住民による自主的なむらづくり活動を表彰するものであることから、市町村が主体となっている事例については、表彰の対象としない。

(5) 農協等が主体となっている事例の取扱い

農協、森組、漁協等の協同組合組織がむらづくりの主体となっている事例については、地域住民による自主的なむらづくり活動としての性格を有する限り、表彰の対象とすることができる。

(6) 無名地区の扱い

有名地区と無名地区とが同列であった場合は、本事業の趣旨から無名地区を優先することが望ましい。

4. 地方農政局からの選賞審査報告等

(1) 要領第3の4の(2)の審査報告書は、別紙様式2により毎年度7月1日までに提出する。

(2) 要領第3の4の(2)の農林水産大臣賞状の交付申請は、審査報告書の提出とあわせて、別紙様式3により行う。

(3) 地方農政局長は、農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例に対し、農林水産大臣賞状の交付を行う。

なお、沖縄県の推薦事例が農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された場合は、沖縄総合事務局長は農林水産大臣賞状の交付を行う。

附 則（平成17年7月25日付け17総第101号）

この運用の改正は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第72号）

1 この通知は、平成25年8月29日から施行する。

2 この通知の施行日前に提出された農林水産大臣賞選賞審査報告書については、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し提出されたものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第13号）

この通知の改正後の規定は、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成30年7月31日付け30文第84号）

この通知は、平成30年7月31日から施行し、平成31年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

別紙様式 1

平成 年度豊かなむらづくり優良事例推薦調書

都道府県名

担当部課名

連絡担当者名

電話番号

第1 むらづくりの主体

(1) 名称^{ふりがな}（法人、任意団体の別）

(2) 所在地^{ふりがな}

(3) 地区の規模

- | | |
|------------|--------------|
| ア 集落 | エ 旧市町村単位の集団等 |
| イ 集落の集合体 | オ 新市町村単位の集団等 |
| ウ 大字単位の集団等 | カ その他（ ） |

(4) 組織の性格

- | |
|-----------|
| ア 地縁的な集団等 |
| イ 機能的な集団等 |
| ウ その他（ ） |

(5) 代表者の^{ふりがな}氏名、^{ふりがな}役職及び住所

第2 むらづくりの内容及び成果

(1) 地域の沿革と概要

当該地区及び所在市町村の立地条件、社会・経済的条件について記述

(2) むらづくりの動機、背景

ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

ウ 現在に至るまでの経過等について記述

(3) むらづくりの推進体制

ア 当該集団等の組織体制、構成員の状況

イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係

ウ むらづくりに関して、各集落の住民の当該集団等や連携する他の組織、団体との関係及び参加状況等について記述

(4) むらづくりの農林漁業生産面への寄与状況

ア 当該集団等の農林漁業生産、流通面の取組状況

イ 当該集団等による生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

ウ 当該集団等の活動による構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等について記述

(5) むらづくりの生活・環境整備面への寄与状況

ア 当該集団等の生活・環境整備面の取組状況

イ 当該集団等による生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

ウ 当該集団等の活動による地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況等について記述

第3 むらづくりに関する所見

当該集団等のむらづくりの特徴及び優れた点を中心に推薦理由を記述

(注) 分量は、第2、第3合わせて7,000字程度とする。

推薦事例の概要

地区名	地区の規模	組織の性格	総人口及び農業就業人口 (総人口に対する割合)	総世帯数及び農家数 (農家率)	主要作目 ()内農業産出額	農用地の状況	地区の特色	見所
	(集落数)		総人口 農業就業人口 () 認定農業者数 (うち法人)	総世帯数 農家数 販売農家数 戸 () 戸 () (内訳1) 専業農家 戸 () 1兼農家 戸 () 2兼農家 戸 () (内訳2) 主業農家 戸 () 準主業農家 戸 () 副業的農家 戸 ()	水稲 () 〇〇〇 () 〇〇〇 () 農家1戸当たり 農業産出額 百万円	耕地計 ha 田 ha 畑 ha 草地 ha 採草放牧地 ha 耕地率 % 農家1戸当たり 農用地面積 ha		

(注) 1. 地区の内容により、林業、漁業に関する統計データを加えること。
 2. 「地区の特色」は、(1)むらづくりの背景・動機、(2)むらづくりの内容(生産面における状況・生活改善の状況)に分けて800字程度で記述する。

(別添資料2)

1. 地帯区分等

(1) 農業地域類型区分

市 町 村 (都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の別)

当該地区 (旧市町村) (都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の別)

(2) 農振指定状況

(年度指定)

(3) 森林整備市町村指定状況

(年指定)

(4) 都市計画の有無

ア 無

イ 有

(ア) 線引済み

(イ) 未線引

・ 用途地域設定

・ その他

(5) その他の地域指定

(振興山村、過疎、豪雪、特定農山村、離島、半島、林振、その他)

(6) 近くのD I D (人口集中地区) 都市

都市名 距離 km

2. 人口の動向

(1) 総括表

(単位：人、%)

区分 年次	総人口	65歳以上 人口	農家人口	農業就業人口
平成 ※年	()	()	()	()
平成 年	()	()	()	()
平成 年	()	()	()	()
(最近)年	()	()	()	()
(最近)年 — ※年	() %	() %	() %	() %

資料：国勢調査、農林業センサス

(注) 1. () 内には、女性人口を記入すること。

2. 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

(2) 最近年 (年) の動向

ア 販売農家の農業後継者確保率

専業	%	1 兼	%
主業	%	準主業	%

イ 基幹的農業従事者数 男子 名
女子 名

3. 世帯数の推移

(単位：戸、%)

年次	区分	総世帯数	農家数						
			うち 販売農家 数	内訳 1			内訳 2		
				うち専業	1種兼業	2種兼業	主業	準主業	副業
平成 ※年									
平成 年									
平成 年									
(最近) 年									
(最近) 年 ※年		%	%	%	%	%	%	%	%

資料：国勢調査、農林業センサス

(注) 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

4. 耕地面積等の推移

(1) 総括表

(単位：ha)

年次	区分	耕地				採草 放牧地	山林 うち(人 工林)	その他	総土地 面積
		田	普通畑	樹園地	牧草地				
平成 ※年							()		
平成 年							()		
平成 年							()		
(最近) 年							()		
(最近) 年 ※年		%	%	%	%	%	()	%	%

資料：作物統計調査

(注) 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

(2) 最近年 (年) の動向

- ア 地区面積 ha
- イ 耕地率 %
- ウ 林野率 %
- エ ほ場整備率 田 %、畑 %
- オ 利用権設定率 %
- カ 生産組織数・参加戸数・形態
- キ 認定農業者数 (うち法人)

ク 経営耕地規模別農家数・1戸当たり平均経営耕地

年次	区分	0.5ha未満	0.5ha～1ha	1ha～2ha	2ha～	1戸当たり平均経営耕地
	年	戸	戸	戸	戸	ha
平成	年					
平成	年					
平成	年					
	(最近)年					

資料：農林業センサス

(注) 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

5. 主要農作物の作付面積等の推移

(1) 総括表

年次	区分						
	年	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量
平成	※年	ha	t	ha	t	ha	t
平成	年						
平成	年						
	(最近)年						
(最近)年	／ ※年	%	%	%	%	%	%

資料：作物統計調査

(注) 1. 表頭の空欄部分には、作目名を記入すること。

2. 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

(2) 最近年（ 年）の動向

ア 主な経営類型

6. 主要家畜の飼養頭羽数の推移

区分 年次					
平成 ※年	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
平成 年					
平成 年					
(最近)年					
(最近)年 ／ ※年	%	%	%	%	%

資料：農林業センサス

(注) 1. 表頭の空欄部分には、家畜名を記入すること。

2. 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

7. 主要作目別農業産出額の推移

(単位：百万円、%)

区分 年次	(1位) 作目名	(2位) 作目名	(3位) 作目名	(4位) 作目名	(5位) 作目名	農業計	1戸当たり 農業産出額
平成 ※年							
平成 年							
平成 年							
(最近)年							
(最近)年 ／ ※年	%	%	%	%	%	%	%

資料：生産農業所得統計等

(注) 1. 作目の順位は、最近年の農業産出額の順位による。

2. 直近年の農林業センサスから数えて過去3回分のセンサス実施年のデータと、最近年のデータを記入すること。

8. 農用地等の転用面積の推移

(単位：a)

区分 年次	農 地	採 草 放 牧 地
過去15～11年前		
過去10～6年前		
過去5～1年前		

9. むらづくりに関する事業の実施状況

(主要なもの)

	事業名	事業種類	事業主体	実施年度	事業内容	事業量	事業費累計
農 林 水 産 省 関 係	(生産基盤関係)						百万円
	()						
	()						
他 省 庁 関 係							

(注) 1. 事業を生産基盤、生産施設等、生活環境施設、その他に区分して、各区分ごとにまとめて記載すること。

2. 「事業種類」は、国庫補助、県単補助、融資単独などの種別を記入すること。

10. 土地・水利用秩序の維持・形成、資源・環境の保全、集落の居住環境・景観の整備、高齢者の生きがい確保、都市との交流、その他の活動で特筆すべき事項に関する資料

11. 当該地区に係る地図、略図

市町村全図及び当該地区図（田、畑、山林、河川、鉄道、道路、漁港、漁場等の位置図及び農林漁業生産施設、生活環境施設等の配置図）

12. 前年度のむらづくりに関連する各種行事等の一覧表

13. むらづくりに関する年表

14. 地区景観及びむらづくり活動（生産面の活動及び生活環境整備面の活動）に関する写真（ネガ、スライド又はデジタルデータを付する。）それぞれ数葉

【別添資料2に係る留意事項】

1. 必要に応じ項目、様式を変更しても差し支えない。なお、漁業又は漁家に関する事例については別に定めるところによる。

2. 原則としてA4版タテ長によるが、A3版の折り込みでもよい。

（別添資料3）

1 当該集団等の規約、定款等

2 事業及び収支の計画又は実績に関する書類

3 当該集団等の組織図又は業務分担表

4 むらづくりに係る当該集団等と、他の地域組織や機能集団、地域住民の関わりを示す推進体制図

5 その他当該組織等の活動を理解する上で有効なチラシ、パンフレット等

（漁業又は漁家に関する事例の資料様式）

漁業又は漁家に関する事例における資料様式は、（別添資料1）及び（別添資料2）の2から6までについて次に示す様式に代えるものとし、7及び8については、不要とする。なお、必要に応じ項目、様式を変更しても差し支えない。

